

小消本告示第1号

小松市消防本部防災資機材貸出要綱（平成25年小松市消防本部告示第1号）の一部を改正する。

令和2年6月4日

小松市消防長 山本 肇

小松市消防本部防災資機材貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、防災訓練及び防災に関連する研修を実施する団体に対し、小松市が所有する防災資機材を貸出すことにより、自主防災訓練等の充実を図ることを目的とする。

（貸出する防災資機材）

第2条 貸出しを行う防災資機材は、別表のとおりとする。

（貸出対象団体等）

第3条 前条に規定する防災資機材の貸出しは、市内の自主防災組織、事業所その他の団体（以下「団体等」という。）が防災訓練及び防災に関連する研修（以下「防災訓練等」という。）を実施する場合に行うものとする。

（貸出期間）

第4条 防災資機材の貸出期間は、3日以内とする。ただし、消防長が特別の理由があると認めるときは、期間を延長することができる。

（貸出しの手続）

第5条 防災資機材の貸出しを受けようとする団体等の代表者は、防災資機材貸出申請謙誓約書（様式第1号）を消防長に提出しなければならない。

2 消防長は、貸出しの決定をしたときは、貸出整理台帳（様式第2号）に必要事項を記載するものとする。

（借受者の保管義務等）

第6条 防災資機材の貸出しの決定を受けた団体等（以下「借受者」という。）は、

借り受けた防災資機材を良好な状態で保管し、使用しなければならない。

- 2 借受者は、借り受けた防災資機材を申請した利用目的以外に使用してはならない。
- 3 借受者は、借り受けた防災資機材を転貸し、又は譲渡してはならない。
- 4 消防長は、借受者が前3項の規定に違反した場合には、貸出しの決定を取り消し、直ちに返還させることができる。

(経費)

第7条 防災資機材の使用料は、無償とする。ただし、貸出期間中における防災資機材の運搬及び維持管理に要する一切の経費は、借受者の負担とする。

(損害賠償等)

第8条 借受者は、防災資機材を亡失又は故意に損傷させた場合には、現品または消防長が相当と認める金額をもって、賠償しなければならない。ただし、消防長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 借受者は、防災資機材の使用に伴い事故等が生じたときは、借受者の責任において解決しなければならない。

(防災資機材の引渡及び返却)

第9条 防災資機材の引渡及び返還は、中消防署において行うものとする。

- 2 借受者は、公用又は公共のため必要が生じ消防長が貸出した防災資機材の返還を求めたときは、貸出期間内であっても、直ちに返却しなければならない。
- 3 防災資機材を返還するときは双方立会いのもと、機能確認の上、受取るものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月4日から施行する。